

# 自転車の安全利用推進月間

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）

令和5年中の自転車利用中の死傷者数は465人（死者8人、負傷者457人）で、前年と比べると死者は3人減少しましたが、負傷者は42人増加しており、お亡くなりになった方のうち6の方がヘルメットを着用していませんでした。

自転車が加害者となる交通事故では、高額な損害賠償の支払いが余儀なくされた事例もあり、被害者救済に加え、自転車利用者の経済的負担の軽減を図る必要もあります。

## 点検・整備

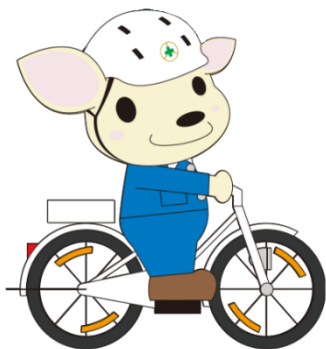
常に点検と手入れをして、悪い箇所があったらすぐに整備しましょう。また、自転車安全整備店での定期的な点検・整備を受けましょう。

## 保険加入

自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が数千万円もの高額の損害賠償を命じられる判決事例が出ています。必ず自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。

## ヘルメット着用

岐阜県自転車条例と道路交通法で、全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用努力義務が定められています。



## 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



## 自転車事故高額賠償の判例

裁判所・年	事故の概要	賠償金額
さいたま地裁 平成 14 年 2 月	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員（60 歳）が運転する自転車と衝突し、保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い 9 日後に死亡した。	3,138 万円
大阪地裁 平成 14 年 6 月	自転車が信号機のない三叉路の交差点を左折した際、対向進行してきた 70 歳男性が運転する自転車と衝突し、植物状態に陥り、事故の 1 年 4 月後に死亡した。	3,400 万円
名古屋地裁 平成 14 年 9 月	男子中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性（75 歳）と衝突し、女性には重大な障害（後遺障害 2 級）が残った。	3,124 万円
東京地裁 平成 17 年 9 月	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62 歳）の男性が運転するオートバイと衝突し、旋盤工は頭蓋内損傷で 13 日後に死亡した。	4,043 万円
横浜地裁 平成 17 年 11 月	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師（57 歳）の女性と衝突し、看護師には重大な障害（手足がしびれて歩行が困難）が残った。	5,000 万円
東京地裁 平成 19 年 4 月	成人男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55 歳）と衝突し、女性は頭蓋内損傷等で 11 日後に死亡した。	5,438 万円
大阪地裁 平成 19 年 7 月	歩道上で無灯火の 15 歳男性の自転車が歩行中の 62 歳男性と正面衝突し、歩行者の男性が死亡した。	3,000 万円
東京地裁 平成 20 年 6 月	自転車運転中の男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた 24 歳会社員男性と衝突し、会社員は言語機能の喪失等重大な障害が残った	9,266 万円
神戸地裁 平成 21 年 3 月	自転車が、信号のない交差点を歩いて横断中の 54 歳女性と衝突し、女性は顔の骨や歯を折る重傷を負った。	1,239 万円
さいたま地裁 平成 23 年 11 月	女性が自転車で歩道を通行中、路地から歩いて出てきた 35 歳女性と衝突し、歩行者の女性が骨折した。	1,706 万円
東京地裁 平成 25 年 3 月	歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会社員の自転車が散歩中の 77 歳男性と衝突し、歩行者の男性が 3 日後に死亡した。	2,174 万円
神戸地裁 平成 25 年 7 月	坂道を下ってきた小学 5 年の少年の自転車が歩行中の 62 歳女性と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。	9,520 万円
東京地裁 平成 26 年 1 月	信号無視した会社員の男性 46 歳の自転車が横断歩道を渡っていた 75 歳の女性と衝突し、歩行者の女性が死亡した。	4,746 万円